

**英領バージン諸島会社設立パッケージ#BVIBC04**  
**会社設立+設立代理人+在職証明書取得+銀行口座開設+郵便物転送**

特に明記しない限り、本見積書で紹介される英領バージン諸島会社とは、2004年 BVI 事業会社法 (the BVI Business Companies Act 2004) に基づき英領バージン諸島において設立される事業会社を指します。当該会社は、オフショア会社、国際商業会社及び免税会社とも呼ばれています。

**1. 英領バージン諸島会社設立パッケージ#BVIBC04 のサービスと費用**

**1.1 BVI 会社設立 (50,000 株以下、商号に中国語のない会社): 1250 米ドル**

登録資本が 50,000 株以下である会社について、設立費用及び初年度の維持費用は合計 1250 米ドルとなります。具体的には以下の費用が含まれます。

- (1) 初年度のライセンス費用
- (2) 初年度の設立代理人、登録住所
- (3) 会社設立書類一式
- (4) 設立サービス料金

**1.2 在職証明書 (Certificate of Incumbency) の取得: 250 米ドル**

登録代理人は会社設立後、在職証明書又は公認会計士によって認証された会社設立書類を発行します。当該書類は銀行口座開設に使われます。

**1.3 香港における銀行口座開設: 450 米ドル**

会社設立後、啓源は香港の銀行に会社口座を開設することをサポートします。デューデリジェンスのため、香港の銀行では、2 名以上の取締役 (取締役が 1 名しかいない場合は取締役 1 名) が銀行へ来るよう求めます。会社設立後、啓源はお客様の香港入境及び銀行口座開設を手配します。

当該銀行口座には、ATM カード、香港ドルの小切手帳、インターネット・バンキング・サービスがつけられています。

**SHENZHEN 深セン**

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

**SHANGHAI 上海**

Room 1201, 12/F., Tower A  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場A棟12階1201室  
T: +86 21 6439 4114

**BEIJING 北京**

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
国中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

**TAIPEI 台北**

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

**TOKYO 東京**

308 BIZMARKS Akasaka  
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo  
Japan 107-0052  
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号  
BIZMARKS赤坂308室  
郵便番号: 107-0052  
T: +81 3 5776 2637

**SINGAPORE シンガポール**

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
T: +65 6438 0116

**KUALALUMPUR クアラルンプール**

Menara Suezcap, Tower 2  
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi  
Gerbang Kerinchi Lestari  
59200 Kuala Lumpur, Malaysia  
T: +60 19 2177 344

**NEW YORK ニューヨーク**

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
T: +1 646 850 5888

**LONDON ロンドン**

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
T: +44 20 8176 3860

1.4 書類転送:年間 300 米ドル

啓源は書類をお客様の指定する住所に毎月郵送します。書類を香港から何処へでも転送可能です。費用は 300 米ドル(前払が必要)及び郵送実費となります。また、弊所は 100 米ドルの保証金を事前請求します。

**パッケージ総費用: 1.1+1.2+1.3+1.4=2,100 米ドル**

備考:

- (1) 中国語の商号が必要な場合、200 米ドルの費用は別途発生します。
- (2) 上記の費用は既存のペーパーカンパニーの購入にも適用されます。
- (3) 上記の費用には郵便料(発生した場合)が含まれていません。

## 2. 設立手続

2.1 お客様は電子メール又はファクスにて英領バージン諸島会社設立を啓源に委託します。啓源はお客様の要望に応じて契約書を作成します。

2.2 啓源は請求書を発行し、電子メールにてお客様に送付します。お客様は小切手、銀行振替などで費用を支払います。弊所の銀行情報は委託が確認された時点で提供されます。

2.3 お客様は電子メール又はファクスにて以下の書類及び情報を弊所に提供します。

- (1) 中国語又は英語又は両方を含む商号
- (2) 株主全員のパスポート写し、住所証明書類、又は(株主が法人の場合)設立証明書、登録住所
- (3) 取締役全員のパスポート写し、住所証明書類、又は(株主が法人の場合)設立証明書、登録住所
- (4) 授權株主資本、発行済株式数、持分構成(複数の株主の場合)

2.4 弊所は商号が使用可能か否かを確認します。啓源はお客様の入金及び使用可能を確認した後、設立手続きを進めます。弊所は使用不可を確認した場合、お客様は他の商号を弊所に提供し、弊所は再確認します。

2.5 弊所は会社登記所から設立証明書を取得します。

2.6 弊所は以下の事項を処理します。

- (1) 組織大綱と定款の印刷
- (2) 初回取締役会議の議事録の作成
- (3) 各株主の株式配当申請書の作成
- (4) 各取締役の委任状
- (5) メンバー名簿の更新
- (6) 株主名簿の更新
- (7) 株券の作成
- (8) 印章刻印

- 2.7 弊所は上記の書類、資料(会社設立書類一式)を送付します。
- 2.8 お客様は会社設立書類一式を受け取った後、以下の書類に署名し、署名済の書類のコピーを弊所に送付します。
- (1) 株式配当申請書
  - (2) 初回取締役会議の議事録
  - (3) 取締役の委任状
  - (4) 株券
- 2.9 啓源は上記の署名済書類を受け取った後、取締役の在職証明書を取得し、お客様に転送します。
- 2.10 弊所は銀行の要求に応じ、公認会計士によって認証された会社設立書類を用意し、銀行に提出し、銀行口座開設手続を行います。銀行との面談日時が予約された後、お客様は本人が銀行へ行く必要があります。

### 3. 必要書類

BVI 会社を設立するために、お客様は以下の書類を提供する必要があります。

- (1) 株主全員、取締役全員の身分確認書類
- (2) 株主全員、取締役全員の住所確認書類(公共料金領収書など)
- (3) 会社の商号
- (4) 資本金(特に説明されない限り、全ての会社の資本金は 5 万株となる)、各株主の持分構成(1 株以上の場合)
- (5) パンフレット、注文書、請求書、信用情報、事業計画書などの会社の事業活動に関する書類

### 4. 所要時間

新規会社の設立、ペーパーカンパニーの購入にはそれぞれ 14 日又は 2 日かかります。在職証明書の取得には 2 営業日かかります。銀行口座開設の所要時間は当時の銀行の制度によります。

### 5. 設立完了後お客様に渡す書類

- (1) 会社設立証明書(Certificate of Incorporation)の原本
- (2) 会社組織大綱及び定款 3 通
- (3) 株券 10 枚
- (4) メンバー名簿、取締役名簿
- (5) 会社印(Company Chop)とシール(Common Seal)各 1 個
- (6) 初任取締役の委任に関する議事録
- (7) 取締役の在職証明書

## 6. 2年目からの維持費用

弊所は BVI 会社年次維持費用が一般的に 950 米ドルとなります。年次維持費用には、政府ライセンス費用、設立代理人サービス費用が含まれます。会社は、上半期に設立された場合には年次維持費用の納付期限が 3 月 31 日、下半期に設立された場合には年次維持費用の納付期限が 11 月 30 日です。

## 7. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、お客様に送信します。お客様は、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。詳細は[こちら](#)。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)